

2024年7月10日

## 株式交換に係る事前開示事項

名古屋市中村区本陣通二丁目32番  
株式会社MTG  
代表取締役 松下 剛

当社は、2024年6月26日付で株式会社ジェイエスティ（名古屋市中区栄三丁目15番27号。以下「JST」といいます。）との間で締結した株式交換契約に基づき、当社を株式交換完全親会社、JSTを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことといたしました。

本株式交換に際して、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に基づき開示すべき事項は、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

2024年6月26日付で当社とJSTが締結した株式交換契約書は、別添資料1のとおりです。

#### 2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

##### (1) 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	JST (株式交換完全子会社)
株式交換に係る割当比率 (本株式交換比率)	1	11.126
株式交換により交付する株式数	当社普通株式：556,300株（予定）	

(注1) JSTの普通株式1株に対し、上記割当比率にて当社普通株式を割当て交付いたします。本株式交換により交付する当社の普通株式の数は556,300株となる予定です。なお、当該交付に係る全ての株式について、当社が保有する自己株式を充当する予定であり、当社が新たに株式を発行することは予定しておりません。

(注2) 本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(100株未満)を保有することとなるJSTの株主の皆様については、当社に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

##### ① 単元未満株式の買取請求制度(100株未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを当社に対して請求することができる制度であります。

##### ② 単元未満株式の買増制度(100株への買い増し)

会社法第194条第1項および当社の定款の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有す

る株主の皆様が、当社に対して、その保有する単元未満株式の数と合わせて 1 単元(100 株)となる数の当社株式を売り渡すことを請求し、これを買増すことができる制度であります。

(注3) 本株式交換により交付する株式に当社の 1 株に満たない端数の割当てを受けることとなる JST の株主の皆様に対しては、会社法第 234 条の規定に基づく処理を行います。

当社及び JST は、本株式交換の対価として当社株式を選択しました。当社株式は東京証券取引所グロース市場に上場されており、本株式交換の効力発生日以降も同市場において取引機会が確保されていること、また、JST の株主の皆様が本株式交換に伴うシナジーを享受することも期待できることから、上記の選択は適切であると考えております。

## (2) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

### ア 割当ての内容の根拠及び理由

本株式交換に係る割当比率の検討にあたり公平性・妥当性を確保するため、当社及び JST から独立した第三者算定機関である小木曾公認会計士事務所（以下「小木曾公認会計士事務所」といいます。）に、両社の普通株式の株式価値評価及び株式交換比率の算定を依頼しました。なお、小木曾公認会計士事務所は、当社及び JST の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。当社は、小木曾公認会計士事務所から提出を受けた株式交換比率に関する算定書を踏まえて、当社及び JST の財務状況、業績動向等の要因を総合的に勘案した上で、JST との間で慎重に協議・交渉を重ねた結果、本株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意いたしました。

### イ 算定に関する事項

小木曾公認会計士事務所は、当社及び JST の株式価値の算定に際して、当社の株式価値については、当社が東京証券取引所グロース市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法（算定基準日は、直近の株式市場の状況を反映するために 2024 年 6 月 25 日とし、算定基準日の終値及び算定基準日から遡る 1 か月、3 か月及び 6 か月の各期間の株価終値の平均値）を用いて算定を行いました。算定された当社株式の 1 株当たりの価値の評価レンジは以下のとおりです。

算定手法	算定結果（1 株当たり）
市場株価法	1,509 円～1,528 円

また、JST の株式価値については、非上場会社であるため市場株価が存在せず、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（DCF 法）を採用いたしました。算定された JST の株式 1 株当たりの株式価値の算定結果は以下のとおりです。なお、小木曾公認会計士事務所が DCF 法による算定の前提とした JST の事業計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

算定手法	算定結果（1 株当たり）
DCF 法	16,073 円～19,122 円

小木曾公認会計士事務所は、株式価値の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に

公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていません。

また、小木曾公認会計士事務所は、当社及び JST の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っていません。なお、当社は、小木曾公認会計士事務所から、本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）を取得していません。

(3) 株式交換完全親会社の資本金及び資本準備金の額に関する事項についての定め相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第 39 条の規定に従い、当社が決定いたします。これは、当社の資本政策その他事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断しております。

3. 株式交換完全子会社についての事項（会社法施行規則第 193 条第 3 号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

株式交換完全子会社である JST の最終事業年度に係る計算書類等は、別添資料 2 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

JST は、取締役の決定により、2024 年 5 月 31 日において保有する自己株式の全部である JST の普通株式 4 万株を消却いたしました。これにより、JST の発行済株式総数は 9 万株から 5 万株に減少いたしました。

4. 株式交換完全親会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 4 号イ）

該当事項はありません。

5. 本株式交換の効力発生日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

会社法第 799 条第 1 項第 3 号に定められる本株式交換について異議を述べることができる債権者はいないため、該当事項はありません。

以上

資料 1 (株式交換契約書)  
次ページ以降をご参照ください。

## 株式交換契約書

株式会社 MTG（以下「甲」という。）及び株式会社ジェイエスティ（以下「乙」という。）は、甲乙間の株式交換に関し、2024年6月26日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式の全部を取得する。

### 第2条（当事者の商号及び住所）

甲（株式交換完全親会社）及び乙（株式交換完全子会社）の商号及び住所は、次に掲げるとおりである。

#### （甲）株式交換完全親会社

商号：株式会社 MTG

住所：名古屋市中村区本陣通二丁目 32 番

#### （乙）株式交換完全子会社

商号：株式会社ジェイエスティ

住所：名古屋市中区栄三丁目 15 番 27 号 いちご栄ビル 4F

### 第3条（本株式交換に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主名簿に記載又記録された乙の株主（以下「本割当対象株主」という。）に対し、乙の普通株式に代わり、本割当対象株主の所有する乙の普通株式の総数に 11.126 を乗じて得られる数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その所有する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 11.126 株の割合をもって割り当てる。
3. 甲が前二項に従って本割当対象株主に割り当てるべき甲の普通株式の数に 1 株に満たない端数がある場合、会社法第 234 条その他の関係法令の規定に基づき処理するものとする。

### 第4条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条に定めるところに従って、甲が適当に定める。

### 第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日は、2024年8月1日（以下「本効力発生日」という。）とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本効力発生日を変更することができる。

### 第6条（株式交換契約承認株主総会）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を受けることなく本株式交換を行う。但し、会社法第 796 条第 3 項の規定により本株式交換に関して甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合には、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認（会社法第 319 条第 1 項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）を受けるものとする。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約について会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認（会社法第 319 条第 1 項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）を受けるものとする。
3. 前二項に定める手續について、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙は協議・合意の上、これを変更することができる。

### 第7条（自己株式の消却）

乙は、基準時において保有する自己株式がある場合、その全てを基準時まで消却する。

### 第8条（本契約の条件変更及び解除）

本契約の締結日から本効力発生日までの間において、本株式交換の実行の支障となる事態若しくはそのおそれが生じた場合、又はその他本株式交換の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議・合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

### 第9条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が協議の上、これを定める。

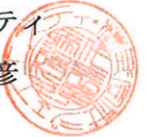
本契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2024年6月26日

甲：名古屋市中村区本陣通二丁目32番 MTG HIKARI ビル  
株式会社MTG  
代表取締役 松下 剛



乙：名古屋市中区栄三丁目15番27号 いちご栄ビル4F  
株式会社ジェイエステイ  
代表取締役 西 智彦



資料 2 (JST の最終事業年度に係る計算書類等)  
次ページ以降をご参照ください。

# 株式会社ジェイエステイ 事業報告

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

## 株式会社の現況に関する事項

### ① 当事業年度における事業の経過及びその成果

第46期の事業概況をご報告いたします。

3年余り続いたコロナ禍で、海外旅行のお客様がほとんどいない状態でしたが、2023年5月8日にコロナが2類から5類に変更になり、日常的に海外に行ける状態が戻って来ました。さらに弊社には、留学、ハネムーン、海外拳式など、目的を持った渡航のお客様が多く、コロナ期間から徐々に進行していた円安にも影響されることなく順調に申し込みが増えてきました。

そのため前期45期は5億1千万円（海外部門4.5億円、国内部門0.6億円）であった売上が、今期46期売上は11億3千万円（海外部門10.5億円、国内部門0.8億円）と倍増しました。

しかし、コロナの影響が全くない41期売上15億4千万円（海外14.9億円、国内他0.5億円、当期純利益7300万円）のレベルまでの事業回復は来期47期を待つこととなります。

### ② 資金調達及び設備投資の状況

今期の借り入れ、設備投資はありません

### ③ 直前三事業年度の財産及び損益の状況

区分	第43期	第44期	第45期	第46期 (当事業年度)
売上高 (百万円)	71	76	516	1133
当期純利益 (百万円)	-59	26	105	33
一株当たり当期純利益 (円)	-986	460	1996	672
純資産 (百万円)	606	606	679	694

### ④ 対処すべき課題

「再成長戦略」

今期前半、まだコロナ禍の影響を受けた中で、平常時の7割4分まで戻した売上を、来期は各セクション（ハネムーンパッケージ、海外拳式、留学、ハワイ部門）全ての売上



を41期と同レベルの通常売上に戻すことを目指します。

そのために、次の点に取り組みます。

1. コロナで中断していた求人活動を再開し、若手人材を採用、育成する。
2. 他社がOTA（オンライントラベルエージェント）にシフトする中で、弊社はその逆の戦略で、カウンター接客やZOOMカウンセリングを通じて、専門スタッフによる“人が人を接客する”形態で他社との差別化を図り、リピーター顧客を増やすことに力を入れる。
3. スタッフの知識・業務スキルの総合レベルを、他社が追従できないレベルに引き上げる。そのための海外研修を増やす。
4. 現在チャンネル動画数が旅行会社部門全国1位のJST公式ユーチューブ「トラベラーチャンネル」のさらなる内容充実と発信力向上を図り、登録者を増やす。

#### ⑤ JSTの事業内容

##### 1. 海外留学・ホームステイ

世界各国での語学研修（英語、スペイン語、フランス語、ドイツ語、中国語、韓国語など）の手配

##### 2. 海外ウエディング

世界各地での結婚式、フォトセッションの手配アレンジ

##### 3. ハネムーンツアー、パッケージツアー

心に残る旅をオーダーメイドで実現するツアーの企画運営

##### 4. ハワイアンエイト

ハワイにあるコンドミニウムの高層階に自社の不動産として眺めのいい部屋を所有、その部屋からの美しい眺めを保証するツアーを提供する。

##### 5. 海外航空券

海外出張、留学、世界一周航空券の手配発券

#### ⑥ 主要な営業所

本社：愛知県名古屋市中区栄3-15-27 いちご栄ビル4階

#### ⑦ 従業員の状況

従業員数 18名（前事業年度末比1名増）

平均年齢 46歳

平均勤続年数 19年

#### ⑧ 重要な親会社及び子会社の状況

該当する事項はありません。

⑨ 主要な借入先及び借入額

借入先	借入額 (円)
商工組合中央金庫	100,000,000

以上

決 算 報 告 書

第 46 期

自 令和 5年 4月 1日

至 令和 6年 3月 31日

株式会社 ジェイエステイ

名古屋市中区栄 3-15-27

# 貸借対照表

(単位：円)

株式会社 ジェイエステイ

令和 6年 3月31日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【 703,890,599】	【流動負債】	【 231,141,106】
現金及び預金	556,634,273	買掛金	17,484,169
売掛金	4,582,396	短期借入金	10,000,000
有価証券	13,435,588	未払金	5,091,124
前払金	95,729,027	売上前受金	193,271,064
未収入金	943,315	預り金	1,874,249
差入保証金	32,566,000	未払法人税等	1,472,800
【固定資産】	【 321,616,002】	未払消費税	1,947,700
(有形固定資産)	( 248,931,703)	【固定負債】	【 100,000,000】
建物	175,672,395	長期借入金	100,000,000
建物付属設備	221,834	負債の部計	331,141,106
車両運搬具	1	純資産の部	
工具器具備品	3,996,421	【株主資本】	【 694,365,495】
土地	69,041,052	[資本金]	[ 45,000,000]
(無形固定資産)	( 2,683,654)	[利益剰余金]	[ 827,983,495]
電話加入権	489,887	利益準備金	11,250,000
ソフトウェア	2,193,767	(その他利益剰余金)	( 816,733,495)
(投資その他の資産)	( 70,000,645)	別途積立金	350,000,000
長期前払費用	59,127,129	繰越利益剰余金	466,733,495
保証金	10,873,516	[自己株式]	[ Δ178,618,000]
		純資産の部計	694,365,495
資産の部計	1,025,506,601	負債・純資産の部計	1,025,506,601

# 損 益 計 算 書

(単位：円)

自 令和 5年 4月 1日

株式会社 ジェイエスティ

至 令和 6年 3月31日

科 目	金	額
【売 上 高】		
海外旅行売上	1,046,450,959	
国内旅行売上	77,361,503	
保険代理収入	8,249,842	
商品売上	940,069	1,133,002,373
【売上原価】		
海外旅行仕入	884,727,300	
仕入諸掛	1,852,606	
国内旅行仕入	51,343,841	
商品仕入	830,024	
合 計	938,753,771	938,753,771
売上総利益		194,248,602
【販売費及び一般管理費】		178,021,311
営業利益		16,227,291
【営業外収益】		
受取利息	3,125,589	
受取配当	50,000	
不動産収入	3,000,000	
為替差益	14,235,055	
雑収入	4,345,773	24,756,417
【営業外費用】		
支払利息・割引料	1,499,879	1,499,879
経常利益		39,483,829
【特別利益】		
有価証券売却益	831,817	
助成金収入	1,700,110	
法人税等還付金	1,629,736	4,161,663
【特別損失】		
除却損	234,058	234,058
税引前当期純利益		43,411,434
法人税住民税事業税		9,784,500
当期純利益		33,626,934

## 販売費・一般管理費内訳書

(単位：円)

自 令和 5年 4月 1日

至 令和 6年 3月31日

株式会社 ジェイエスティ

科 目	金 額
役員報酬	24,600,000
給料手当	58,966,934
雑給	7,937,700
法定福利費	10,513,333
福利厚生費	791,635
通勤費	3,077,950
広告宣伝費	3,934,493
NET広告費	3,102,000
支払手数料	627,165
車両関連費	528,052
研修費	196,560
文書発送費	2,022,927
販売促進費	1,481,802
印刷費	1,254,880
寄付金	150,000
水道光熱費	773,709
事務消耗品費	2,366,049
消耗品費	298,782
地代・家賃	14,648,304
保険料	1,803,139
修繕費	27,500
租税公課	5,442,493
減価償却費	8,499,568
接待交際費	976,054
旅費・交通費	1,082,501
通信費	1,095,241
販売手数料	65,462
諸会費	954,993
IT雑費	1,788,270
施設管理費	7,513,455
会議費	1,693,162
レンタル料	62,309
新聞図書費	128,116
クレジット手数料	6,429,702
雑費	3,187,071
合 計	178,021,311

# 株主資本等変動計算書

株式会社 ジェイエスティ

自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月31日

(単位：円)

株主資本			
資本金	当期首残高		45,000,000
	当期末残高		<u>45,000,000</u>
利益剰余金			
利益準備金	当期首残高		11,250,000
	当期末残高		<u>11,250,000</u>
その他利益剰余金			
別途積立金	当期首残高		350,000,000
	当期末残高		<u>350,000,000</u>
繰越利益剰余金	当期首残高		433,106,561
	当期変動額	当期純利益	33,626,934
	当期末残高		<u>466,733,495</u>
その他利益剰余金合計	当期首残高		783,106,561
	当期変動額合計		<u>33,626,934</u>
	当期末残高		<u>816,733,495</u>
利益剰余金合計	当期首残高		794,356,561
	当期変動額合計		<u>33,626,934</u>
	当期末残高		<u>827,983,495</u>
自己株式	当期首残高		△159,943,000
	当期末残高		<u>△178,618,000</u>
株主資本合計	当期首残高		679,413,561
	当期変動額合計		<u>33,626,934</u>
	当期末残高		<u>694,365,495</u>
純資産合計	当期首残高		679,413,561
	当期変動額合計		<u>33,626,934</u>
	当期末残高		<u>694,365,495</u>

# 個 別 注 記 表

株式会社 ジェイエスティ

自 令和 5年 4月 1日

至 令和 6年 3月31日

この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 資産の評価基準及び評価方法

#### 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券……移動平均法による原価法

#### たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品……最終仕入原価法による低価法

### 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産除く)……建物は定額法、建物以外は定率法

無形固定資産(リース資産除く)……定額法

### 引当金の計上基準

#### 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるために、過去の貸倒実績率による繰入率によるほか、

債権の内容を検討して計上している。

### 収益及び費用の計上基準

収益は実現主義により認識し、費用は発生主義によっている。

### その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### 消費税等の会計処理

税込方式で計上している。

### 会計処理の原則又は手続の変更

#### 会計方針の変更

該当なし

## 2. 貸借対照表に関する注記

受取手形 0円

割引手形 0円

## 3. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における発行済株式の数 90,000株

自己株式の種類及び株式数に関する事項 40,000株

### 配当に関する事項

## 4. 1株当たり情報に関する注記

1株当たりの純資産額 13,887円 31銭

1株当たりの当期純利益金額 672円 54銭

## 5. その他の注記

有形固定資産の減価償却累計額 171,448,832円



報 告 書

前記のとおりご報告申し上げます。

令和 6年 5月22日

株式会社 ジェイエスティ

代表取締役 西 智彦

## 監査報告書

私は、監査役として2023年4月1日から2024年3月31日までの第46期事業年度に係る計算書類及びその附属明細書を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

なお、当社の監査役は、定款第22条に定めるところにより、監査の範囲が会計に関するものに限定されているため、事業報告を監査する権限を有しておりません。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役等から会計に関する職務の執行状況を聴取し、会計に関する重要な決算書類等を閲覧いたしました。また、会計帳簿又はこれに関する資料を調査し、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2024年6月21日

株式会社ジェイエスティ

監査役 西 久実

西 久実

